

令和5年度第4回八戸市教育振興基本計画策定委員会会議録

【開催日時】 令和6年1月24日(水) 午後1時30分

【場 所】 市庁本館3階 第2委員会室

【出席者】 根城隆幸委員、戸田山みどり委員、山西幸子委員、島浦靖委員、佐々木宏恵委員、
富岡朋尚委員、川本菜穂子委員、藤田俊雄委員、上村綾子委員

【事務局】 教育長、教育部長、教育部次長兼教育総務課長、教育部次長、学校教育課長、
教育指導課長、社会教育課長、是川縄文館副館長、総合教育センター所長、
こども支援センター副所長、図書館副館長、博物館長、教育総務課職員

次第1 開 会

次第2 議 事

(1) 八戸市教育基本振興計画（最終案）について

【最終案について】事務局から資料に基づき説明

◆委員

○「はじめに」の部分は目次には入れないということよろしいでしょうか。

◆事務局

○はい、目次には入れないこととしております。

◆委員

○また、下から5行目の「教育政策の推進」について、「教育政策」と「教育施策」どちらが適切でしょうか。

◆事務局

○検討させていただきます。

◆委員

○それから、下から3行目の「御理解と御協力」や「御審議」の「御」が漢字表記となっていま

すが、できればもう少し柔らかく平仮名のほうがよいのではないかと思います。

○また、1番下の行にある「関係者の皆様に」は、「関係者に」でもよいと思います。

◆委員

○実は、ウェルビーイングという言葉がこの会議で初めて耳にしまして、素晴らしい概念だと感じました。そのことにこだわって見直してみると、どの計画の中にもウェルビーイングという言葉が出てきて、とても大事にしている大きな柱だと思われます。そのため、ウェルビーイングという言葉の概念に関する説明が注釈にしかないことが非常に引っかかりまして、もう少し分かりやすいように本文に記載したほうがよいと思います。おそらく「はじめに」の下から4行目にある「今後も、」から始まる文章もウェルビーイングに言い換えることができる表現かと思います。読んでいる方にとっても、ウェルビーイングという言葉の概念や捉え方等をしっかりと表記していただけると、とても理解しやすいと思います。

◆事務局

○確かに「はじめに」の中でウェルビーイングという単語が初めて出てくるため、疑問を感じる方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。そこで、7ページの注釈にある表現を使って、「身体的・精神的・社会的に良い状態、いわゆるウェルビーイングの向上を実現するため」とするのはどうでしょうか。

◆委員

○区切ったほうがよいのではないのでしょうか。求められていることは、「持続可能な社会を創り出すことと市民のウェルビーイングです。ウェルビーイングとは…」というような流れのほうが良いと思います。

◆事務局

○確認になりますが、ただいまの御意見は文章の中に入れたほうがよいということでしょうか。もしくは、あらかじめ「はじめに」の下に注釈を入れたほうがよいということでしょうか。

◆委員

○ウェルビーイングの概念が非常に大きく、理解するのに一呼吸置かないと飲み込めない印象があったので、もうすこし分かりやすくできればよいと思います。挨拶文に注釈を入れると違和感があると思います。例えば、ウェルビーイングの後ろに括弧書きで短い文章を入れて、詳しくは後から出てくる形でもよいと思います。

◆委員

○6月に策定された国の計画によると、今後の教育政策に関する基本的な方針の中に、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という項目があります。ウェルビーイングという言葉がまだまだ定着していないという状況を考えれば、本文の中で説明したほうがよいかと思います。表

現等については事務局で検討いただきたいと思います。

◆委員

○「はじめに」の下から7行目に「国の第4期基本計画を参酌しつつ」という表現がありますが、参酌という言葉は分かりにくいのではないかと思います。簡単に言い換えれば、参考や参照だと思いがいかでしょうか。

◆事務局

○市役所としては使用する言葉でありますが、いわゆるお役所言葉かと思えます。ですが、国の計画を参考にしつつとなると、軽んじるような印象があります。

◆委員

○くみ取って受け止めるような意味合いですね。参考というと頭の片隅に入れるような印象を受けます。

◆委員

○確認ですが、この文章の読者は誰を想定しているのでしょうか。

◆事務局

○市民が読むことを想定しております。

◆委員

○国や自治体の役人が読むのでなく、市民が読むことを想定するのであれば分かりやすいほうがよいと思います。

○第1章について、外国籍を有する八戸市の住民基本台帳人口の推移は客観的なデータとしてあるのは分かるのですが、たまたま市議会だよりに日本語教育支援事業の対象者の人数が掲載されているのを拝見しました。外国にルーツがあることと日本語教育が必要かどうかということは直結するわけではございませんが、教育という観点から述べるのであれば、外国籍を有する住民数よりもむしろ、現時点で日本語教育支援事業の対象者はこれぐらいいて、もしかしたら今後も増える可能性があるので、さらに拡充する必要があるかもしれません、という流れで述べたほうがよいと思いました。

○ひとり親世帯の数についても同様ですが、もしデータを掲載するのであれば、できるだけ具体的な数字を挙げたほうがよいと思います。つまり、教育に直接関連するデータでないのであれば、掲載しなくてもよいのではないかと考えております。

◆事務局

○八戸市では、義務教育以外ではNPOを使い日本語教育を支援しておりますが、対象者は十数人であり、市単独の予算で実施しているところです。少ない対象者数の推移であること、将来予

測もできないこと、相談があった者しか捉えきれないという点から、なかなか難しいと思います。

◆委員

○推移ではなく、例えば何年度の現状という形でもよいと思います。

○グローバル化の進展がどういう意味なのかということが重要だと思います。八戸市の教育と結びつけてグローバル化について述べるときに、社会教育としてNPOが中心となると思いますが、外国にルーツのある方で日本語が不自由な方を対象に日本語教育をバックアップするという意味で外国籍の住民の増加ということに着目するのか。あるいは、その家族と一緒に日本に来る人がこれから増える可能性があるので、現時点の対象者は少ないけれども今後増加することを想定して対応しているということを主張したいのか。グローバル化と八戸市の今後の教育方針がどのようにつながっていくのかという点が、やはり分かりにくかったと思います。

◆事務局

○ここで言うグローバル化とは、4ページの最後の2行にあるように、日本語教育に特化するのではなく、「外国人と共存し地域社会の活性化を担う」という意味だと思います。

◆委員

○そうすると、グローバル化というより多文化共生という言い方のほうが適切かもしれないですね。グローバル化という言葉の持っているイメージや連想されるものと今おっしゃっていることは少し違うのではないかと思います。

◆委員

○基本計画には何でも入れることができるわけではないという中で、外国籍を有する八戸市の住民は間違いなく増えているというデータではあり、私はこのデータでよいと思います。学校教育の中で全く行っていないわけではないですし、やはり年度によって対象者数が上下する中で、そういったことも教育委員会としてしっかりと見据えていますということが計画の中に盛り込まれていればよいと思います。あまり具体的に述べすぎると、5年間縛られてしまうので、そういった意見も分かりつつもやはり入れることができる部分とできない部分あると私は思います。事業一覧にあるものを全部入れれば本当はよいのですが、計画全体のボリューム的にもそうはいかないので、バランスを取りながら作らざるを得ないと思います。ただし、グローバル化という言葉がどういう意図なのかを事務局で御検討お願いします。

○4ページの下から2行目に「外国人と共存し」とありますが、前回の会議でも話題になったように、「外国籍の住民と共存し」に修正したほうがよいと思います。

◆委員

○グローバル化の定義について、先ほど話題になったウェルビーイングも同様ですが、カタカナ語というのは非常に定義が難しいと思います。いろいろな捉え方があると思いますので、本計画を作った事務局では、グローバル化はこうだ、ウェルビーイングはこうだという定義をしっかりと

押さえていただければよいのではないかと私は思います。グローバル化と一言に言っても、文化的なことや国際化も含まれます。また、地球規模での考え方、例えば気候変動なども含まれてしまうということで、それらを全て説明するのは難しいと思います。したがって、概念として押さえていただいて、聞かれた場合に説明ができればよいのではないかと思います。今回は外国籍の方を支援しながら、そして子どもたちも国際的な感覚を持つという、そういう意味だろうと私は受け止めました。

◆事務局

○私も校長時代に、日本語教育支援のNPOを活用した経験がありますが、グローバル化に対応するというよりも、外国籍の子どもたちが日本の子どもたちと一緒に勉強するために、共生ということを目的の一つとして活用しました。実際どのような内容で行っているかというと、NPOの通訳の方は日本語で話をして、その日本語に対して子どもたちは母国語で話したり日本語に変換して話したりしており、つまりNPOの方が母国語で日本語について説明するというわけではないわけです。これは本来、教員がやるべき業務ではありますが、業務の負担を軽減するために外部から支援していただいているという狙いがあります。また、外国籍の子どもたちが支援を受けるだけでなく、日本の子どもたちも様々な言葉や文化の違いを学ぶ機会にも繋がります。さらには自分が勉強した英語が本当に通じるかどうか試す絶好の機会でもあるため、外国籍の子どもたちを受け入れることはお互いにメリットがあるのではないかと思います。それがグローバル化なのか国際化なのかを考えていくと、言葉の様々なニュアンスが違ってくるので、日本の学校は国際化に対応するための仕組みが必要になってきているということを述べていると思います。

◆委員

○そうだと思います。幼稚園にもたくさん外国籍の方がいます。今だと、ペルーや中国、少し前までは韓国やパキスタンなどいろいろな方がいます。そうしますと、むしろ両親は日本語を話せないことが多く、教員がスマホで調べて必要となる単語をあちこちの壁に貼って対応しています。そうしているうちに外国籍の子どもたちが日本語を覚えてくれるようになります。

○また、9ページの施策の体系について、「(2)豊かなこころの育成」に人権教育を入れていただきたいと思います。主要事業一覧の2ページと照らし合わせてみると、「No.13いのちを育む教育アドバイザー事業」の書き出しが、「生徒が自己の性に対する…」とあり、中学生を対象としていると思われます。しかし人権教育、ここでは性教育は幼ければ幼いほど有効です。子どもだけではなく親の理解が深まらないので、幼児期に親子に性教育を行うことが一番有効です。親子一緒に自分が大切であること、自分と同じように他の人も大切であることを学び、さらに幼稚園では、子どもたちにプライベートゾーンということを教えています。水着で隠れる部分は大切なところだからやたら人に見せるものではない、触らせてもいけない、そういったことを親御さんがいる前で教えます。そういったことを幼い頃からやりますと、家庭でもスムーズにそういったことを話題にできて、その土台がありますと、大きくなってからしっかりと知識を積み上げることができるかと思います。私が幼稚園の現場で強く感じていることは、性被害者あるいは性加害者にな

らないためには人権教育が必要だろうということです。子どもの権利条約というものがありまして、子どもには生きる権利や育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利が挙げられています。これらをしっかりと子どもに持たせるということを幼稚園のときから小中高と続けていくことによって、それこそいじめの問題や虐待の問題、ヤングケアラーなどの諸問題について有効な対策になるのではないかと考えております。きちんと自分で声を上げることがとても大事かと思います。幼稚園では子どもたちにどんなに親しくていつも一緒にいる人でも触らせてとかそういうこと言われたら、大きな声で嫌だ、やめてと言って逃げるよう教えます。どんなにいつも優しい人であっても、そういうことをすることはいけないことだということを小さい頃からしっかりと根づかせることが大事で、それは性教育というよりはむしろ人権教育だと思います。したがって、人権教育という言葉を入れていただけるとありがたいと思います。また主要事業の中で、中学生に限らず、全員が幼児期から性に対する認識を学ぶということを取り上げていただければありがたいと思います。計画本編11ページの「(2)豊かな心の育成」の説明文に、「自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感」という3項目がまさに人権教育の中で言っていることですので、決して新しい事柄ではないので、人権について教育する、あるいは意識を深める、そういった言葉をどこかに入れていただければ大変ありがたいと思います。

◆事務局

○確認ですが、人権教育という言葉自体を計画の本文に入れたほうがよいということでしょうか。

◆委員

○人権教育という言い方が正しいのか分かりませんが、人権について取り上げる教育です。

◆委員

○この事業については中学校で行われているものになりますが、小学校における性教育の現状としては、保健体育の教科書の中で性の指導をすることになっています。3年生と4年生あわせて4時間になりますが、内容は科学的に分かることについての学習です。そのほか、心と性の関わりについて道徳教育の中で取り扱うほか、本校の場合は親子学習会としてののちの教育を実施して、出産からの流れを学ぶ中で親子一緒に子どもが生まれてきてよかったということを学べる授業を行っているのが現状です。

◆委員

○引き続き中学校ですが、中学生になると特に現代はいろいろな情報や性に対する情報が自分ですぐ手に入れられる状況にあるので、いかにそういった情報に惑わされないで自分を自分として確立していくかということが重要です。当該事業では、産婦人科や小児科の先生から具体的な内容について聞く授業であり、非常に中学生にとっては有効なので事業の対象が中学生になっている点については、このままでも私はよいのではないかと考えています。人権に関わる場所は、保健体育や道徳、理科の授業などいろいろなところがあるので、言葉が独り歩きしないような表記の仕方がもしあればよいのではないかと考えています。中学校現場としては、この事業につい

て、中学生にとって非常に大事な事業なので、対象を他に広げるというよりむしろ中学生固定でもよいと思っています。

◆委員

○中学生に最適な内容がこの事業だというお話を頂戴したのですが、私が申し上げたいことは、小さいうちから正しい知識をきちんと子どもに隠すことなく教えることがいかに大事かということです。したがって幼稚園の子どもだけではなく親御さんにも真実を伝えることが必要だと感じています。また、人権教育については小・中学校でもしっかりと行っているという話を伺いました。だからこそ、どこかに人権という言葉を入れていただければありがたいと感じております。

◆委員

○「いのちの教育」という言葉の意味を素通りしていたのですが、事業として人権教育に結びつけるものとして考えられるのは、「ネット情報モラル支援事業」のみではないでしょうか。いわゆるいじめなどの対人関係の問題で相手を尊重することや自分のことを大事に思えるようにするというに当たる事業がこの事業しかないと思います。「いのちを育む」という言葉が、自分や相手の命も大事にするという意味で人を追い込まないための教育を含んでいると勘違いしていたのですが、どうやらここで言う「いのち」はいわゆる生殖という意味に限定されているとすると、相手の人格を尊重するという全体的な意味での人権に関わる事業は、事業計画の中には掲載されていないということになってしまいますが、いかがでしょうか。いじめやハラスメント防止に関する事業はあるのでしょうか。

◆事務局

○いじめに関する事業は別のところで取り上げておりまして、13ページの「②子どもに関する相談・支援体制の充実」に「いじめの問題に対する取組」という事業があります。

◆委員

○それは対処療法ですね。予防や相手を大事にするという意味での人権教育に関する事業はどこにあるのでしょうか。

◆委員

○人権ということを考えたとき、「(2)豊かな心の育成」の分野に入るではないのかと私は考えています。いじめや虐待、性的マイノリティなども人権に関わるのでしっかりと縦割りで区切ることは難しいと思います。そのため、しっかりと人権教育を入れることによって、他の分野にも良い効果をもたらすのではないのかと感じております。いじめや虐待という言葉は計画のほかの部分で扱っているのでよいだろうということとはまた少し違うのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

◆委員

○私はそのとおりだと思います。こちらについては事務局で検討をお願いします。

◆委員

○「①いのちの教育の充実」の説明文で「道徳教育に加え、…教育活動を通じて…」とあります。したがって、今ここに取り上げている事業は市教育委員会が事業として行っていることですが、学校では教育活動を通じて全般的に当然進めているわけです。対処療法ではなくて予防的な方法という話も出ましたけれども、それも市内全部で統一してやるというのではなくて、それぞれの学校の特徴や子どもたちの状態に合わせていろいろな学校が工夫をしているということだと思います。例えば、自分が勤務する学校の場合、ソーシャルスキルを学ばせる計画やアンガーマネジメントを取り入れるなどをしております。ただし市内全部で一斉に行うというわけではなく、先ほど言ったようにそれぞれの学校で子どもたちの状況に合わせて取り入れていくという意図があるため、このような書き方になっているのではないかと思います。

◆委員

○会議の予定時間が残りおよそ30分となっておりますので、御意見、御質問等は簡潔にさせていただき一つにまとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◆委員

○11ページ「②主体的・対話的で深い学びを実現する授業の展開」の主な事業の中に、学校訪問とありたくさん的小・中学校に訪問されているようですが、ぜひ幼稚園の見学にもおいでくだされば大変ありがたいと思いますのでお願いいたします。校種間連携の中に幼保小連携があり、幼保小連携をしっかり行うためにも、教育委員会の皆様方も幼稚園にもおいでくださるようよろしくお願いします

◆委員

○前回の会議でも、市立であれば行きやすいけれども、福祉部門が管轄する施設は直接的には難しいというお話がありました。したがって全体ではなく、個別にこういうところで困っていると問い合わせいただければと思います。

◆委員

○困っているからではなく、ぜひ幼稚園の実態を御覧いただきたいというそういう思いです。

◆委員

○語句の統一という点で、9ページの施策の体系にある、大施策「5 文化財等の保護・活用の充実」と中施策「(1)文化財の保存活用」について、保護と保存どちらかに統一したほうがよいと思いますがいかがでしょうか。

◆事務局

○私から案を出したいのですが、文化財保護法の定義に従いますと、第1条に「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあり、法律上の意味として保護が保存と活用という二つの意味から成り立つと定義しています。しかし、一般的には保護という言葉のイメージはおそらくかばうや守るというイメージがあるかと思いますので、本計画は市民に向けて発信するものだとすることを踏まえて、ここは「5 文化財等の保存と活用の充実」、もしくは「5 文化財等の保存活用の充実」というように大施策を改めたいと思っています。

◆委員

○第3章の以前は「現状と課題」だった部分について、「〇〇が必要です」という語尾が多く使われているのですが、教育振興基本計画としては「〇〇を図ります」「〇〇を支援します」などの主体的な言葉のほうがよいと思います。

○また、主な事業の並び順について、例えば「①次世代を担う人材育成」では海外派遣が一番上にきていますが、教材開発、国際理解、海外派遣の順番のほうがよいと思います。事業の重要度や施策のタイトルからイメージしやすい順番に変更するよう検討いただければと思います。

○12ページ「②体力の向上」の説明文について、「③健やかな体の育成」の説明文と表記を合わせて、「運動やスポーツに親しみ」という表現に変えたほうがよいと思います。運動はラジオ体操などの体を動かして健康になるイメージがありますが、スポーツは勝ち負けを競う競技としてのイメージがあり区別したほうがよいと思います。

○16ページ「②支援スタッフの拡充」に関連して、教員不足が非常に問題になっています。私は大学に勤務しておりますが、学習支援員に関して小・中学校にお世話になっています。また、スクールサポートスタッフ事業において、教育実習が終わり教員免許を取る資格のある大学4年生を非常勤講師として活用されています。現場の教員だけでは不足な部分があれば大学生や社会人等を活用するよう相談いただきながら支援できるようにしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○17ページの2行目にある「また、現代は、」について、句読点の位置が非常に近いので後半の句読点は削除してよいと思います。

○17ページの3行目にある「生涯学び、活躍できる」について、「生涯を通じて学び活躍できる」という表現にしたほうがよいと思います。

◆委員

○18ページ「②講座・展覧会等の開催」の主な事業について、教育委員会事務局で行っている事業しか入っていないのですが、できれば公民館講座の開催なども入れていただいたほうがよいと思います。

◆事務局

○「学校等出前講座の開催」の等の中に、公民館で行われる自主事業への学芸員の派遣等も含ん

でいると考えてもらえればと思います。

◆事務局

○改めて本日いただきました御意見を反映して、後日メール等で委員の皆様に見ていただくことといたしますので、その際にまた御意見いただければと思います。

(2) その他

◆委員

○言葉の勉強になりました。やはりインクルーシブな部分やダイバーシティな部分というのがテーマになっていると感じました。また、本日は人権と性教育について話題になりましたけれども、幼少期から子どもにしっかりと権利を持っていることを教えるということが大事だと感じました。一方で、子どもたちが持っている前々からの価値観は親によって全く異なるということも感じています。また、親が持っている価値観の多様性に対して公教育としてどう対応していくかという大枠を作っていけないと、いろいろな意見が飛び込んでくるということを感じながら勉強させていただきました。

◆委員

○人権教育の話は本計画のどこに入るのかと思いながら、少しもやもやしたところがありました。自分で自分を守るための意識をいつからスタートさせればよいのかという点については、やはり就学前、できれば家庭でスタートするべきものなのだろうと思います。いろいろな御家族の状況があるので、できれば統一的に知る機会を得られればよいと思いますが、その点についても本計画のどこに入るのか分からないと感じています。本日は貴重なお話をきけてよかったと思います。ぜひ、計画のどこかに入れていただければと思います。

◆委員

○感想です。教育委員会の守備範囲が限定されている中で、教育振興を考えなければいけないというのは、かなり苦しいことだと思いました。例えば、美術館やブックセンターなどで行っている講座や展覧会の展示と、実際には線引きせざるを得ない形で計画を作られていますよね。さらに、小学校に入る前から教育が始まっているわけですが、公立の小・中学校を対象とした施策しか本計画には書き出せないというお話を聞いて困った、不思議だと思いました。おそらく作っている方が一番感じていることだと思うのですが、八戸市の教育振興ということなので、教育委員会が作文するのはそうかもしれないのですけれども、子育て支援やまちづくり、あるいは文化の担当部署が役割として行っている施策等も含めて、全体としての八戸市の教育ビジョンを作してほしい、あってほしいと思いながら最後までできました。教育委員会の守備範囲でできることはここまでですというところで終わってしまうものはしょうがない部分があるとしても、全体として取り組みたいことが考えられる場所があればよいと思いました。

◆委員

○本日をもって対面で顔を合わせた会議は最後となります。これまで4回の会議が行われましたが、私も教育にずっと携わってきましたけれども、生きていく中で教育というものは絶対必要なものだと思います。教育の中で「不易流行」という言葉がございまして、基礎基本を大切にしつつも、時代や自然環境の変化に私達も対応していかなければならないという部分があるかと思っています。その辺の部分のバランスを取りながら、やはりできることとできないことがあり、分かっているにもかかわらずなかなか入れられない中で一つにまとめなければいけない。その辺のところを勘案しながら、考えられることをできるだけ柔軟に取り入れながら、これから5年間ということではなかなか先が見えない部分もありますから、そういったところを勘案しながら現状でできるだけ精一杯のことを盛り込んでいくことになったのではないかと感じておりました。最終案については、今回の会議でもまた意見が出ましたので、事務局に検討していただきたいと思います。これまで御協力いただきましてありがとうございました。

◆事務局

○今後のスケジュールについて説明。

○教育長の挨拶

次第3 閉 会

(午後3時00分終了)